

## 札幌市GX推進本部設置要綱

令和5年12月20日 市長決裁

## (目的)

第1条 本市におけるGX推進及び金融機能の強化に関する施策（以下「GX関連施策」という。）を全庁的に推進するため、札幌市GX推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

## (所掌)

第2条 推進本部は、次の事項を所掌する。

- (1) GX関連施策に係る情報の収集及び共有に関すること。
- (2) GX関連施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、GX関連施策の推進に必要と認められる事項に関すること。

## (組織)

第3条 推進本部は、本部長、本部長代行、副本部長及び本部員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者又は職にある者をもって充てる。

- (1) 本部長：市長
- (2) 本部長代行：町田副市長
- (3) 副本部長：石川副市長、天野副市長
- (4) 本部員：

総務局長、市長室長、調整担当局長、デジタル戦略推進局長、まちづくり政策局長、都市計画担当局長、財政局長、市民文化局長、スポーツ局長、保健福祉局長、医務・健康衛生担当局長、経済観光局長、観光・MICE担当局長、環境局長、建設局長、下水道河川局長、都市局長、交通事業管理者、水道事業管理者、区長会議代表幹事、教育長

2 本部長代行及び副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故等があるときは、本部長代行がその職務を代理する。

## (会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、前条第1項第4号に掲げる本部員以外の職員を推進本部の会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 推進本部の庶務は、まちづくり政策局政策企画部（プロジェクト担当部）において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月20日から施行する。